

# 花の王国あいち 花のまちづくり推進事業実施要領

## 1 主旨

花の王国あいち県民運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する「花いっぱい県民運動」の一環として、病院、社会福祉施設、商店街等において、専門家による技術指導支援により「あいちの花」を活用した花壇づくり等を進め、県産花きの需要拡大につなげる。

## 2 実施主体

愛知県内に事業所があり同県内において事業活動を行う病院、社会福祉施設、商店街等の企業及び団体で、自ら花壇の整備や花飾り等により花のまちづくりを進めようとする者。

## 3 事業内容等

### (1) 対象事業

- ア 事業所内及び周辺での花壇の整備、維持管理
- イ 事業所内及び周辺でのコンテナ、ハンギングバスケット等による飾り付け
- ウ その他実行委員会が適当と認める花のまちづくり

### (2) 事業内容

上記（１）の対象事業の実施にあたり、技術指導支援を行う専門家を派遣する。  
なお、モデル花材及び一部の資材については、派遣する専門家が準備する。

専門家の派遣、モデル花材等に係る経費については、予算の範囲内で実行委員会が負担する。

ただし、同一主体への同一年度内の派遣は１回のみとする。

### (3) 実施期間

本事業の募集期間、実施期間は別に定める。

## 4 事業の実実施計画、承認及び着手

(1) 実施主体は、計画書（様式１）を実行委員会会長へ提出する。

(2) 実行委員会会長は、提出された計画書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を実施主体に通知する（様式２）。また、承認されなかった者に対しては、承認されなかった旨を通知する。

(3) 計画の承認を受けた実施主体は、事業に着手し、実施後１か月以内に報告書（様式３）を実行委員会会長へ提出する。

## 5 事業計画の審査基準

(1) 活動の効果として、事業所やその周辺地域において、花の彩りが加えられ、潤いのある暮らしに寄与するものであること。

(2) 愛知県で生産された花き又は自ら育成した種苗を利用する計画であること。

(3) 花の王国あいちのPR効果が認められること。

(4) 実施主体が自ら行うことを主とする活動であり、第三者へ委託したものでないこと。

## 6 その他

(1) 実行委員会は、花のまちづくり推進事業の活動状況等をホームページ、その他メディア等で公表することができる。

(2) この要領に関する事務処理は、実行委員会事務局（愛知県農業水産局農政部園芸農産課内）が行う。

## 附則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年7月19日から施行する。

この要領は、令和5年5月8日から施行する。